

平成29年度 文部科学関係税制改正要望事項

要望が認められたもの

- (1) 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】
- (2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】
- (3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】
- (4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の延長【固定資産税等】 ※2年延長
- (5) 子供の貧困対策に係る教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置のうち、領収書の提出方法の見直し（内閣府等との共同要望）【贈与税】
- (6) （独）教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】
- (7) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（厚生労働省等との共同要望）【法人税等】 ※3年延長
- (8) 県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲【個人住民税】
- (9) 給付型奨学金の創設に伴う差押禁止等の所要の措置【国税徴収法等】

三 法人課税

1 競争力強化のための研究開発税制等の見直し

(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行う(所得税についても同様とする。)

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率(現行:試験研究費割合に応じ8~10%)を次の試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(10%を上限とする。)とする制度に改組する。

イ 増減割合が5%超 9%+(増減割合-5%)×0.3

ロ 増減割合が5%以下 9%-(5%-増減割合)×0.1

ハ 増減割合が-25%未満 6%

(注1)上記の「増減割合」とは、試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

(注2)上記の「試験研究費増減差額」とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。

② 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を2年延長する。

③ 2年間の時限措置として、次の措置を講ずる。

イ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%(原則:10%)とする。

ロ 中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の増加割合が5%を超える場合には、次のとおりとする。

(イ) 税額控除率(12%)に、増加割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する。ただし、税額控除率の上限は17%とする。

(ロ) 控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に当期の法人税額の10%を上乗せする。なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度との選択適用とする。

(注)上記の「増加割合」とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度の適用に代えて、次の措置を適用できる。

(イ) 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額を上乗せする。

(ロ) 中小企業技術基盤強化税制について、控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額を上乗せする。なお、上記ロ(ロ)との選択適用とする。

(注)上記の「平均売上金額」とは、当期を含む4年間の売上金額の年平均額をいい、上記の「試験研究費割合」とは、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

④ 試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を加える。

(注)上記の「一定の費用」とは、対価を得て提供する新たな役務(以下「新サービス」という。)の開発を目的として行う次の業務に要する原材料費、人件費(その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的な知識を有すると認められる者(以下「情報解析専門家」という。)に係るものに限る。)及び経費(外注費にあっては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限る。)並びに委託費(これらの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。)をいう。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集

ロ その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア(これに準ずるソフトウェアを含む。)を用いて行われる分析

ハ その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計

ニ その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

⑤ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについて、その費用の限定(現行:原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費)を廃止し、これらの研究に要した費用とする。

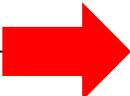
ロ 契約変更前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内にある場合には、特別試験研究費の対象となることを明確化する

ハ その事業年度における特別試験研究費の額であることの相手方による確認について、費用の明細書と領収証等との突合を要しないこととする。

○あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、投資の増減に応じて支援にメリハリを効かせる等の見直しを行う。

改正概要

- ①第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加(「試験研究費」の定義の見直し)
- ②増加型を廃止した上で、総額型に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減率に応じて6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入。(現行制度:控除率8~10%)
- ③中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率(最大17%)・控除上限(10%)を上乗せする仕組みを導入。
- ④オープンイノベーション型の手続要件を企業実務に合わせて緩和。
- ⑤高水準型の適用期限を2年間延長する。



企業から大学等への投資の抜本的拡充を図る
(投資3倍増:日本再興戦略2016)

【適用期限:時限措置については平成30年度末まで】

上乗せ措置
(時限措置)

【C 高水準型】 試験研究費の対売上高試験研究費率が10%を超えた場合の制度

【A 総額型】

試験研究費総額にかかる控除制度

控除率:
 大企業の場合:試験研究費の増減に応じて6~14%
 ※控除率10%超の部分は時限措置(2年間)
 中小企業等の場合(中小企業技術基盤強化税制)
 :試験研究費の増加に応じて12~17%
 ※控除率12%超の部分は時限措置(2年間)

本体(恒久措置)

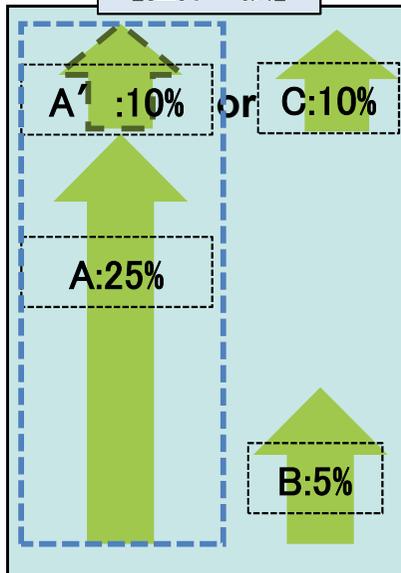
【B オープンイノベーション型】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用(特別試験研究費)総額にかかる控除制度

控除率:
 相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒30%
 相手方がその他(民間企業等)の場合⇒20%

+

【控除上限】



※総額型の控除上限(A')について、①対売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて0~10%を上乗せ、②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加割合5%超の場合、10%上乗せ。ただし、いずれも高水準型(上記C)と選択制。

オープンイノベーション型の運用改善について

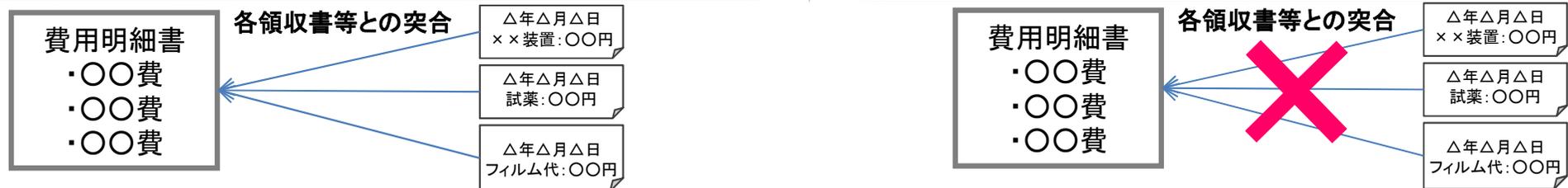
- 現在、オープンイノベーション型で高い控除率を設定しているにもかかわらず、企業や相手方(大学・他の企業等)の実務に合わない手続の負担を背景に、制度適用が受けられない場合があり、オープンイノベーション型のインセンティブ効果が十分に発揮できていない状況。
- オープンイノベーション型の手続要件を企業活動の実態に合わせて緩和することで、オープンイノベーション型のインセンティブ効果が十分に発揮されるようにする。

現行制度における問題点

- ① 契約変更があった場合には、その契約変更日以後に支出した費用のみが対象。
⇒ 実態として、契約締結当初から、研究にかかる費用見込等の詳細が全て明らかになっているわけではない。



- ② 対象費用の額の確認について、費用内訳(明細書)と領収書等との突合が必要と考えられている。
⇒ 個々の領収書等との突合は多大な事務負担となる。



- ③ 共同・委託研究において、相手方に支払う費用については対象費目が限定されており、間接経費が含まれない。
⇒ 実際には、間接経費(光熱費や修繕費等)も当該研究に必須の費用である。

改正後

- ① 契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一事業年度にあれば対象とする。
【経産省ガイドラインの改訂】



- ② 対象費用の額の確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化する。
【経産省ガイドラインの改訂】

- ③ 対象範囲を、「当該研究に要した費用の総額」とすることにより、当該研究に必要な間接経費(光熱費や修繕費等)も含むものとする。【省令改正・経産省ガイドラインの改訂】

(注)「当該研究に要した費用」であることの証明が必要。